

令和 6 年 度

山梨県健全化判断比率審査意見書

山梨県資金不足比率審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員

目 次

○ 令和 6 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の手続	1
第 4	審査の結果及び意見.....	1
1	審査の結果	1
2	審査の意見	2

○ 令和 6 年度山梨県資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	3
第 2	審査の期間	3
第 3	審査の手続	3
第 4	審査の結果及び意見	3
1	審査の結果	3
2	審査の意見	4

○ 付 表

第 1	実質赤字比率	5
第 2	連結実質赤字比率	6
第 3	実質公債費比率	8
第 4	将来負担比率	9
第 5	資金不足比率	10
第 6	健全化判断比率等の対象会計	11

令和 6 年度山梨県健全化判断比率審査意見書



梨 監 第 751 号

令和 7 年 9 月 8 日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 殿

山梨県監査委員	入 倉 博 文
山梨県監査委員	中 込 正 純
山梨県監査委員	卯 月 政 人
山梨県監査委員	宮 本 秀 憲

令和 6 年度山梨県健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度山梨県健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和6年度山梨県健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度の山梨県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の期間

令和7年8月12日から令和7年9月5日まで

第3 審査の手続

審査に当たっては、山梨県監査基準に準拠し、並行して実施している一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の状況及び財政状況並びに第三セクター等への県の財政的支援の状況（債務保証、損失補償）を考慮に入れるほか、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

前記の手続により審査した結果、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に基づき適切に作成されており、健全化判断比率は適正な算定結果と認められる。

（単位：％）

	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	3.75	5.00
連結実質赤字比率	－	－	8.75	15.00
実質公債費比率	10.7	11.2	25.0	35.0
将来負担比率	164.9	173.4	400.0	

注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」で表示される。

2 審査の意見

(1) 実質赤字比率

令和6年度の実質収支額が105億708万円余の黒字であることから、実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

令和6年度の連結実質収支額が278億1,189万円余の黒字（資金剰余）であることから、連結実質赤字比率は前年度と同様に算定されない。

(3) 実質公債費比率

令和6年度の実質公債費比率は10.7%で、早期健全化基準を下回っており、前年度と比較して0.5ポイント低下（改善）している。

これは、県債等残高の計画的な削減により元利償還金が減少したことなどによるものである。

実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる18%を下回っているものの、県債等残高の増加は財政の硬直化を招く要因ともなることから、県債の発行に当たっては、後年度の負担について十分検討するとともに、実質的な公債費の削減に向けて計画的に取り組むなど、引き続き財政の健全化に努められたい。

(4) 将来負担比率

令和6年度の将来負担比率は164.9%で、早期健全化基準を下回っており、前年度と比較して、8.5ポイント低下（改善）している。

これは、県債等残高などの将来負担額が前年度と比較して145億1,219万円余減少したことなどによるものである。

将来負担額の大部分を県債等残高が占めていることから、将来の負担軽減に繋がるよう、有利な交付税措置のある県債の活用に取り組むとともに、県民ニーズを的確に把握し、今後の行政需要に応じた計画的な県債の発行に努められたい。

また、将来負担額のうち、経営改革プランを策定した出資法人4団体に係る県負担見込額は113億566万円余と多額であることから、引き続き各法人の経営状況を注視し、プランに基づいた取組を着実に実行することにより、県負担見込額の更なる削減を図られたい。

令和 6 年度山梨県資金不足比率審査意見書



梨 監 第 752 号

令 和 7 年 9 月 8 日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 殿

山梨県監査委員 入 倉 博 文

山梨県監査委員 中 込 正 純

山梨県監査委員 卯 月 政 人

山梨県監査委員 宮 本 秀 憲

令和 6 年度山梨県資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度山梨県資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度山梨県資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

令和 6 年度山梨県公営企業会計の決算に基づく、次に掲げる公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

- (1) 山梨県営電気事業会計
- (2) 山梨県営温泉事業会計
- (3) 山梨県営地域振興事業会計
- (4) 山梨県流域下水道事業会計

第 2 審査の期間

令和 7 年 8 月 12 日から令和 7 年 9 月 5 日まで

第 3 審査の手続

審査に当たっては、山梨県監査基準に準拠し、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

第 4 審査の結果及び意見

1 審査の結果

前記の手続により審査した結果、算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に基づき適切に作成されており、資金不足比率は適正な算定結果と認められる。

(単位：％)

	資金不足比率		経営健全化基準
	令和 6 年度	令和 5 年度	
電 気 事 業 会 計	—	—	20.0
温 泉 事 業 会 計	—	—	20.0
地 域 振 興 事 業 会 計	—	—	20.0
流 域 下 水 道 事 業 会 計	—	—	20.0

注) いずれの公営企業会計も資金不足額がないため「—」で表示される。

2 審査の意見

電気事業会計、温泉事業会計及び地域振興事業会計並びに流域下水道事業会計において、いずれも資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は前年度と同様に算定されない。

引き続き、各公営企業の健全な経営に努められたい。

付 表

第1 実質赤字比率

第2 連結実質赤字比率

第3 実質公債費比率

第4 将来負担比率

第5 資金不足比率

第6 健全化判断比率等
の 対 象 会 計

第1 実質赤字比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

【計算結果】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}} = \frac{\Delta 10,507,085}{274,969,974} \times 100 = - (\Delta 3.82\%)$$

注) 実質収支額が黒字であることから、実質赤字比率は算定されないが、参考値として、黒字額の実質赤字比率を負の値で()内に表示した。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)
	(1)	(2)	継続費通次繰越額 (3)	繰越明許費繰越額 (4)	事故繰越額 (5)	事業繰越額 (6)	未収入特定財源 (7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)
一 般 会 計	571,305,119	553,030,730	0	85,434,324	762,655	0	72,695,830	4,773,240
一般会計等に属する特別会計								
恩賜県有財産特別会計	9,227,169	8,072,099	0	1,092,556	49,126	0	1,000,845	1,014,233
災害救助基金特別会計	326	326	0	0	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	165,928	97,493	0	0	0	68,435	0	0
中小企業近代化資金特別会計	4,563,801	2,958,801	0	0	0	0	0	1,605,000
市町村振興資金特別会計	7,675,430	4,532,927	0	52,400	0	0	0	3,090,103
県税証紙特別会計	979,525	955,016	0	0	0	0	0	24,509
集中管理特別会計	101,788,618	101,788,618	0	0	0	0	0	0
林業・木材産業改善資金特別会計	147,515	33,063	0	0	0	114,452	0	0
公債管理特別会計	116,443,096	116,443,096	0	0	0	0	0	0
合 計	812,296,527	787,912,169	0	86,579,280	811,781	182,887	73,696,675	10,507,085

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	128,909,973
普通交付税額	145,331,767
臨時財政対策債発行可能額	728,234
合 計	274,969,974

【早期健全化基準等】

(単位：％)

早期健全化基準	3.75
財政再生基準	5.00

【実質赤字比率の推移】

(単位：千円、％)

年 度	R 4	R 5	R 6
実 質 収 支 額	19,401,962	15,692,589	10,507,085
標準財政規模	268,591,078	270,856,606	274,969,974
実 質 赤 字 比 率	△ 7.22	△ 5.79	△ 3.82

注) 実質収支額が黒字であることから、実質赤字比率は算定されないが、参考値として、黒字額の実質赤字比率を負の値で表示した。

第2 連結実質赤字比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}}$$

【計算結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}} = \frac{\Delta 27,811,891}{274,969,974} \times 100 = - (\Delta 10.11\%)$$

注) 連結実質収支額が黒字(資金剰余)であることから、連結実質赤字比率は算定されないが、参考値として、黒字(資金剰余)額の連結実質赤字比率を負の値で()内に表示した。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位: 千円)

会 計 名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)
	(1)	(2)	継続費通次繰越額 (3)	繰越明許費繰越額 (4)	事故繰越繰越額 (5)	事業繰越額 (6)	未収入特定財源 (7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)
一 般 会 計	571,305,119	553,030,730	0	85,434,324	762,655	0	72,695,830	4,773,240
一般会計等に属する特別会計								
恩賜県有財産特別会計	9,227,169	8,072,099	0	1,092,556	49,126	0	1,000,845	1,014,233
災害救助基金特別会計	326	326	0	0	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	165,928	97,493	0	0	0	68,435	0	0
中小企業近代化資金特別会計	4,563,801	2,958,801	0	0	0	0	0	1,605,000
市町村振興資金特別会計	7,675,430	4,532,927	0	52,400	0	0	0	3,090,103
県税証紙特別会計	979,525	955,016	0	0	0	0	0	24,509
集中管理特別会計	101,788,618	101,788,618	0	0	0	0	0	0
林業・木材産業改善資金特別会計	147,515	33,063	0	0	0	114,452	0	0
公債管理特別会計	116,443,096	116,443,096	0	0	0	0	0	0
合 計	812,296,527	787,912,169	0	86,579,280	811,781	182,887	73,696,675	10,507,085

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計に係る実質収支額 (B)

(単位: 千円)

会 計 名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)
	(1)	(2)	継続費通次繰越額 (3)	繰越明許費繰越額 (4)	事故繰越繰越額 (5)	事業繰越額 (6)	未収入特定財源 (7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)
国民健康保険特別会計	75,374,606	74,551,715	0	0	0	0	0	822,891

公営企業会計(法適用企業)に係る資金不足・剰余额 (C)

(単位: 千円)

会 計 名	流動資産	流動資産控除財源	算入地方債	流動負債	流動負債控除企業債	資金剰余額
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)-(2)-(3)-(4)+(5)
電気事業会計	17,774,139	0	0	2,498,007	20,166	15,296,298
温泉事業会計	538,446	0	0	12,642	0	525,804
地域振興事業会計	117,466	0	0	48,702	0	68,764
流域下水道事業会計	2,598,595	762,626	0	2,260,140	1,015,220	591,049
合 計	21,028,646	762,626	0	4,819,491	1,035,386	16,481,915

標準財政規模（D）

（単位：千円）

区 分	金 額
標 準 税 収 入 額 等	128,909,973
普 通 交 付 税 額	145,331,767
臨時財政対策債発行可能額	728,234
合 計	274,969,974

【早期健全化基準等】

（単位：％）

早期健全化基準	8.75
財 政 再 生 基 準	15.00

【連結実質赤字比率の推移】

（単位：千円、％）

年 度	R 4	R 5	R 6
実 質 収 支 額 等	33,804,462	28,373,983	27,811,891
標 準 財 政 規 模	268,591,078	270,856,606	274,969,974
連結実質赤字比率	△ 12.58	△ 10.47	△ 10.11

注）連結実質収支額が黒字（資金剰余）であることから、連結実質赤字比率は算定されないが、参考値として、黒字（資金剰余）額の連結実質赤字比率を負の値で表示した。

第3 実質公債費比率

【計算式】

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金 (A)} + \text{準元利償還金 (B)}) - (\text{特定財源 (C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)})}{\text{標準財政規模 (E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)})}$$

【計算結果】

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \left(\frac{\text{令和4年度} \ 11.40846 + \text{令和5年度} \ 11.01419 + \text{令和6年度} \ 9.85614}{3} \right) \div 3 = 10.7\%$$

(単位：千円)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方債の元利償還金（繰上償還額等を除く）	(A)	64,934,285	63,505,786	59,657,479
準元利償還金	(B)	8,322,117	8,227,830	8,146,742
特定財源	(C)	2,486,505	2,742,766	3,615,402
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	(D)	45,295,297	44,004,973	41,142,439
標準財政規模	(E)	268,591,078	270,856,606	274,969,974

実質公債費比率（単年度）

$$(R4) \quad \frac{(64,934,285 + 8,322,117) - (2,486,505 + 45,295,297)}{268,591,078 - 45,295,297} \times 100 = 11.40846\%$$

$$(R5) \quad \frac{(63,505,786 + 8,227,830) - (2,742,766 + 44,004,973)}{270,856,606 - 44,004,973} \times 100 = 11.01419\%$$

$$(R6) \quad \frac{(59,657,479 + 8,146,742) - (3,615,402 + 41,142,439)}{274,969,974 - 41,142,439} \times 100 = 9.85614\%$$

【早期健全化基準等】 (単位：%)

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

年 度	R 4	R 5	R 6
実質公債費比率 (3 か年平均)	11.5	11.2	10.7

第4 将来負担比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})(B)}{\text{標準財政規模(C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(D)}$$

【計算結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{(1,043,286,805 - 657,529,705)}{(274,969,974 - 41,142,439)} \times 100 = 164.9 \%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地 方 債 の 現 在 高	一 般 会 計	915,976,051
	恩賜県有財産特別会計	12,477,236
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	116,753
	中小企業近代化資金特別会計	3,528,627
	林業・木材産業改善資金特別会計	5,750
	小 計	932,104,417
債務負担行為に基づく支出予定額	一 般 会 計	881,858
公営企業債等繰入見込額	流 域 下 水 道 事 業 会 計	10,283,509
退職手当負担見込額	一 般 会 計	88,329,553
設立法人の負債額等負担見込額(*)	道 路 公 社	0
	土 地 開 発 公 社	5,059,477
	地 方 独 立 行 政 法 人	0
	第 三 セ ク タ ー 等	6,627,991
	小 計	11,687,468
連結実質赤字額		0
合 計		1,043,286,805

* うち、経営改革プランを策定した出資法人4団体（土地開発公社、環境整備事業団、農業振興公社、住宅供給公社）に係る県負担見込額…11,305,665千円

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地 方 債 の 償 還 額 等 に 充 当 可 能 な 基 金	129,763,912
地 方 債 の 償 還 額 等 に 充 当 可 能 な 特 定 の 歳 入 見 込 額	16,386,943
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	511,378,850
合 計	657,529,705

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

標 準 財 政 規 模	274,969,974
-------------	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

元 利 償 還 金 と 準 元 利 償 還 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額	41,142,439
---	------------

【早期健全化基準】

(単位：％)

早 期 健 全 化 基 準	400.0
---------------	-------

【将来負担比率の推移】

(単位：千円、％)

年 度	R 4	R 5	R 6
将 来 負 担 額	1,079,082,139	1,057,799,001	1,043,286,805
充 当 可 能 財 源 等	676,823,105	664,375,929	657,529,705
標 準 財 政 規 模	268,591,078	270,856,606	274,969,974
基準財政需要額算入公債費	45,295,297	44,004,973	41,142,439
将 来 負 担 比 率	180.1	173.4	164.9

第5 資金不足比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

【計算結果】

〈電気事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 15,296,298}{8,188,050} \times 100 = - (\Delta 186.8\%)$$

〈温泉事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 525,804}{116,556} \times 100 = - (\Delta 451.1\%)$$

〈地域振興事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 68,764}{312,789} \times 100 = - (\Delta 21.9\%)$$

〈流域下水道事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 591,049}{2,995,282} \times 100 = - (\Delta 19.7\%)$$

注) 各公営企業会計の資金不足額の算定結果が資金剰余であることから、資金不足比率は算定されないが、参考値として、資金剰余額の資金不足比率を負の値で () 内に表示した。

資金の不足額 (△は資金の剰余を示している) (A)

(単位：千円)

会 計 名	流動負債	流 動 負 債 控除企業債	算入地方債	流動資産	流動資産 控除財源	資金不足額 (△資金剰余額)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1) - (2) + (3) - (4) + (5)
電 気 事 業 会 計	2,498,007	20,166	0	17,774,139	0	△ 15,296,298
温 泉 事 業 会 計	12,642	0	0	538,446	0	△ 525,804
地 域 振 興 事 業 会 計	48,702	0	0	117,466	0	△ 68,764
流 域 下 水 道 事 業 会 計	2,260,140	1,015,220	0	2,598,595	762,626	△ 591,049

事業の規模 (B)

(単位：千円)

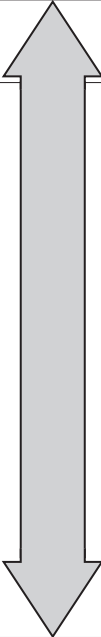
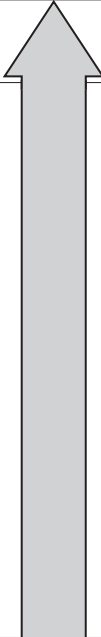
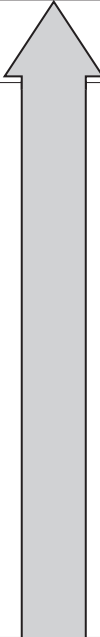
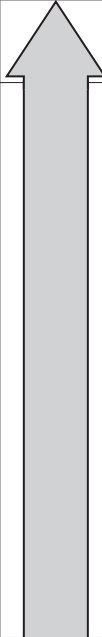
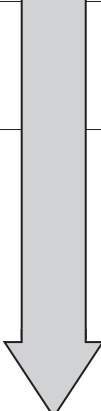
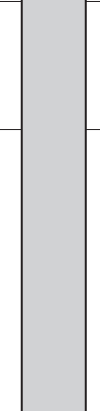
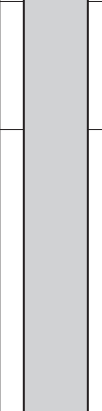
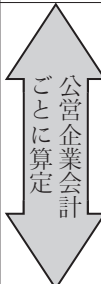
会 計 名	営業収益	受託工事収益	事業の規模
	(1)	(2)	(1) - (2)
電 気 事 業 会 計	8,188,050	0	8,188,050
温 泉 事 業 会 計	116,556	0	116,556
地 域 振 興 事 業 会 計	312,789	0	312,789
流 域 下 水 道 事 業 会 計	2,995,282	0	2,995,282

【経営健全化基準】

(単位：％)

経 営 健 全 化 基 準	20.0
---------------	------

第6 地方財政健全化法の健全化判断比率等の対象会計

地方自治法の区分	健全化法上の区分	会計・法人等名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担率	資金不足率
一般会計	一般会計等	○一般会計					
特別会計		【一般会計等に属する特別会計】 ○恩賜県有財産特別会計 ○災害救助基金特別会計 ○母子父子寡婦福祉資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○県税証紙特別会計 ○集中管理特別会計 ○林業・木材産業改善資金特別会計 ○公債管理特別会計					
	公営事業会計	【公営企業に係る特別会計以外の公営事業会計】 ○国民健康保険特別会計					
	公営企業会計	【法適用企業】 ○電気事業会計 ○温泉事業会計 ○地域振興事業会計 ○流域下水道事業会計					 公営企業会計 ごとに算定
一部事務組合等		(本県該当なし)					
地方三公社・第3セクター等		○土地開発公社 ○道路公社 ○住宅供給公社 ○環境整備事業団 ○産業支援機構 ○農業振興公社 ○信用保証協会 ○公立大学法人 山梨県立大学 ○地方独立行政法人 山梨県立病院機構				